

東部地区小学校給食センター建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 東部地区小学校給食センターの建設に当たり、当該給食センターが食育を効果的に実施することができる施設となるよう、関係者による必要な事項の検討及び意見聴取をするため、東部地区小学校給食センター建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会は、学校関係者、保護者、関係行政機関、関係団体、有識者等のうちから東御市教育委員会が選任する。

- (1) 田中小学校PTA代表
- (2) 滋野小学校PTA代表
- (3) 柵津小学校PTA代表
- (4) 和小学校PTA代表
- (5) 保育園保護者代表
- (6) 田中小学校長
- (7) 滋野小学校長
- (8) 柵津小学校長
- (9) 和小学校長
- (10) 栄養教諭代表
- (11) 学校給食調理主任代表
- (12) 教育委員
- (13) 信州うえだ農協代表
- (14) 識見を有する者
- (15) 公募
- (16) その他教育長の認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(検討及び意見聴取)

第4条 検討委員会は次の内容について検討を行い、委員から意見を聴取するものとする。

- (1) 東部地区小学校給食センターの建設時期に関する事
- (2) 食育に関する事
- (3) 食物アレルギー対応に関する事
- (4) 地産地消に関する事

- (5) 米飯炊飯に関する事
- (6) 東部地区小学校給食センターの運営に関する事
- (7) その他教育長が必要と認める事

(役員)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長の指名による。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。